【平成20年6月13日法律第65号改正後】

**第二百五条**　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第四項、同条第六項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十、第二十七条の三十五又は第百九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第三十条の三、第六十四条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十一条の二第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

九　第三十二条（第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

十　第三十七条第一項又は第六十六条の十第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

十一　第三十七条第二項又は第六十六条の十第二項の規定に違反した者

十二　第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項若しくは第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項若しくは第三十七条の五第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十三　第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第百三条の二第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十五　第六十七条の十八の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十六　第八十六条第二項の規定に違反した者

十七　第百三条の三第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十八　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十九　第百六十三条若しくは第百六十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項若しくは第百六十五条の二第十項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

二十　第百六十五条、第百六十五条の二第十五項又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成20年6月13日 法律第65号】

（改正後）

**第二百五条**　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第四項、同条第六項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十、第二十七条の三十五又は第百九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第三十条の三、第六十四条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十一条の二第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

九　第三十二条（第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

十　第三十七条第一項又は第六十六条の十第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

十一　第三十七条第二項又は第六十六条の十第二項の規定に違反した者

十二　第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項若しくは第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項若しくは第三十七条の五第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十三　第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第百三条の二第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十五　第六十七条の十八の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十六　第八十六条第二項の規定に違反した者

十七　第百三条の三第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十八　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十九　第百六十三条若しくは第百六十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項若しくは第百六十五条の二第十項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

二十　第百六十五条、第百六十五条の二第十五項又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

**第二百五条**　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第三十条の三、第六十四条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）又は第八十五条の二第一項若しくは第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十一条の二第八項の規定に違反して、供託を行わなかつた者

九　第三十二条（第三十二条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

十　第三十七条第一項又は第六十六条の十第一項に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

十一　第三十七条第二項又は第六十六条の十第二項の規定に違反した者

十二　第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項若しくは第三十七条の五第一項の規定に違反して、書面を交付せず、若しくはこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項若しくは第三十七条の五第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十三　第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第百三条の二第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四　第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

十五　第六十七条の十八の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十六　第八十六条第二項の規定に違反した者

十七　第百三条の三第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十八　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十九　第百六十三条若しくは第百六十五条の二第一項若しくは第二項の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項若しくは第百六十五条の二第十項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

二十　第百六十五条、第百六十五条の二第十五項又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】

（改正後）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第六項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

九　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十一　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十二　第百三条第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三　第百三条の二第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十四　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十五　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十六　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第五項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

九　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十一　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十二　第百三条第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三　第百三条の二第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十四　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十五　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十六　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第八項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定又は第二十七条の十第十二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）若しくは同条第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第五項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

九　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十一　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十二　第百三条第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三　第百三条の二第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十四　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十五　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十六　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

九　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十一　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十二　第百三条第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三　第百三条の二第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十四　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十五　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十六　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】

（改正後）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第六項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項から第四項まで、第二十三条第二項（第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十第一項又は第百七十七条第二号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

九　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十一　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十二　第百三条第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三　第百三条の二第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十四　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十五　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十六　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

九　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十一　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十二　第百三条第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三　第百三条の二第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十四　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十五　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十六　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者

九　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

十　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十一　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十二　第百三条第三項、第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三　第百三条の二第一項又は第百六条の十五の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

十四　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十五　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十六　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

（八　新設）

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

（十二、十三　新設）

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】

（改正後）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】

（改正後）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条第一項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九　第六十七条第四項又は第八十六条第二項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九　第六十七条第四項又は第八十条第四項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九　第六十七条第四項又は第八十条第四項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣府令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

九　第六十七条第四項又は第八十条第四項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第二百五条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第二十九条の三（第六十五条の二第四項において準用する場合を含む。）又は第六十四条第三項若しくは第四項（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

八　第四十条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十条に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

（八　削除）

九　第六十七条第四項又は第八十条第四項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（七　新設）

七　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

八　第六十二条第三項又は第四項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

九　第六十六条の五、第六十七条第三項、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

三　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

四　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十七条の三十　又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

（四、五、五の二　削除）

六　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二項又は第二十七条の三十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第四十七条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は第四十七条の二に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

（七の二、八　削除）

八　第六十二条第三項又は第四項（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

（十～十二　削除）

九　第六十六条の五、第六十七条第三項、第八十条第四項又は第百二十八条第一項の規定に違反した者

十　第七十九条の二の規定に違反して、虚偽の報告をした者

十一　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十二　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十三　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

（十四の三、十五　削除）

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条第一項又は第百八十八条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

五の二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

（九、十　新設）

十三　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の二　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

十四の三　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条第一項又は第百八十八条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

五の二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の二　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

十四の三　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三第一項又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条第一項又は第百八十八条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

五の二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の二　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

十四の三　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条第一項又は第百八十八条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

五の二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の二　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

十四の三　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第二項、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条二十二、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条第一項又は第百八十八条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

五の二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の二　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

十四の三　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、同条第五項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条二十二、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条第一項又は第百八十八条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

五の二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の二　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

十四の三　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項、同条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条二十二、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十八条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

五の二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の二　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

十四の三　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項、同条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）　の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条二十二、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十八条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

五の二　第四十一条第二項、第五十一条又は第百九十四条の規定に違反した者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

（十四　削除）

十四　第百六十三条の規定に違反して報告書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百六十四条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の二　第百六十五条又は第百六十九条の規定に違反した者

十四の三　第百八十八条の規定による書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十九条の十四、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項、同条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条二十二、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

（五の二　新設）

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百八十八条の規定に違反して報告書を提出せず若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百八十九条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の三　第百九十一条の二の規定に違反した者

（十四の三　新設）

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【平成3年10月5日 法律第96号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項、同条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条二十二、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百八十八条の規定に違反して報告書を提出せず若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百八十九条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の三　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第七項（同条第八項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項、同条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条二十二、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百八十八条の規定に違反して報告書を提出せず若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百八十九条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の三　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項、同条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の十第二項において準用する第二十七条の八第二項から第四項までの規定による訂正報告書を提出しない者

二の二　第二十七条の十第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十七（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定による書類の写しを送付しない者

二の三　第二十七条の十五第二項の規定に違反した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条二十二、第二十七条の三十、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百八十八条の規定に違反して報告書を提出せず若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百八十九条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の三　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条　において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二、第二十七条の三十第一項、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項、同条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の三第一項、第二十七条の五第一項、同条第二項において準用する第十三条第五項、第二十七条の六又は第二十七条の八第一項において準用する第二十三条第二項の規定に違反した者

二の二　第二十七条の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

（二の三　新設）

三　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百八十八条の規定に違反して報告書を提出せず若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百八十九条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の三　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項、同条第四項（第二十三条の八第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第十五条第三項（第二十三条の十二第三項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十三条の十二第六項において準用し、及びこれらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の八第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の三第一項、第二十七条の五第一項、同条第二項において準用する第十三条第五項、第二十七条の六又は第二十七条の八第一項において準用する第二十三条第二項の規定に違反した者

二の二　第二十七条の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

三　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百八十八条の規定に違反して報告書を提出せず若しくは虚偽の記載をした報告書を提出し、又は第百八十九条第五項の規定による申立てにおいて虚偽の申立てをした者

十四の三　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十五条の二第六項（同条第七項において読み替えて適用する場合を含む。）、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項若しくは第四項の規定、第十三条第五項、第二十三条第二項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同条第二項の規定又は第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条若しくは第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の三第一項、第二十七条の五第一項、同条第二項において準用する第十三条第五項、第二十七条の六又は第二十七条の八第一項において準用する第二十三条第二項の規定に違反した者

二の二　第二十七条の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

三　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項、第五十五条、第六十五条の二第五項又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

（十四の二　新設）

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十五条の二第五項、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項若しくは第四項の規定、第十三条第五項、第二十三条第二項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同条第二項の規定又は第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条若しくは第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の三第一項、第二十七条の五第一項、同条第二項において準用する第十三条第五項、第二十七条の六又は第二十七条の八第一項において準用する第二十三条第二項の規定に違反した者

二の二　第二十七条の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

三　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項、第五十五条、第六十五条の二第五項又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条（第六十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第六十五条の二第五項、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項若しくは第四項の規定、第十三条第五項、第二十三条第二項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同条第二項の規定又は第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条若しくは第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の三第一項、第二十七条の五第一項、同条第二項において準用する第十三条第五項、第二十七条の六又は第二十七条の八第一項において準用する第二十三条第二項の規定に違反した者

二の二　第二十七条の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

三　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項若しくは第四項の規定、第十三条第五項、第二十三条第二項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同条第二項の規定又は第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条若しくは第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の三第一項、第二十七条の五第一項、同条第二項において準用する第十三条第五項、第二十七条の六又は第二十七条の八第一項において準用する第二十三条第二項の規定に違反した者

二の二　第二十七条の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

三　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三又は第百八十三条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項若しくは第四項の規定、第十三条第五項、第二十三条第二項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同条第二項の規定又は第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条若しくは第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の三第一項、第二十七条の五第一項、同条第二項において準用する第十三条第五項、第二十七条の六又は第二十七条の八第一項において準用する第二十三条第二項の規定に違反した者

二の二　第二十七条の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

三　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第二百五条　次の各号の一に該当する者は、　三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項若しくは第四項の規定、第十三条第五項　、第二十三条第二項若しくは第二十四条の二第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定、第十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する同条第二項の規定又は第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条若しくは第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十七条の三第一項、第二十七条の五第一項、同条第二項において準用する第十三条第五項、第二十七条の六又は第二十七条の八第一項において準用する第二十三条第二項の規定に違反した者

二の二　第二十七条の三第二項又は同条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による書類の写しを送付しない者

三　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条の八第二項、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条及び第二十七条の八第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、第十三条第五項、第十四条第二項において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書類の写を提出した者

二の二　第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第百十八条の規定による報告書若しくは訂正報告書若しくは第二十四条第一項若しくは第三項の規定による報告書若しくは訂正報告書の写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、訂正報告書若しくはこれらの写を提出した者

三　第二十六条、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、第十三条第五項、第十四条第二項において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書類の写を提出した者

二の二　第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第百十八条の規定による報告書若しくは訂正報告書若しくは第二十四条第一項若しくは第三項の規定による報告書若しくは訂正報告書の写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、訂正報告書若しくはこれらの写を提出した者

三　第二十六条、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　削除

五　第三十七条　又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十二条の規定に違反した者

七　第四十八条の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項　の規定による命令に違反した者

九　第六十四条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十から十二まで　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、第十三条第五項、第十四条第二項において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書類の写を提出した者

二の二　第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第百十八条の規定による報告書若しくは訂正報告書若しくは第二十四条第一項若しくは第三項の規定による報告書若しくは訂正報告書の写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、訂正報告書若しくはこれらの写を提出した者

三　第二十六条、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

五　第三十七条、第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項又は第五十五条の二の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　削除

十二　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、第十三条第五項、第十四条第二項において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書類の写を提出した者

二の二　第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第百十八条の規定による報告書若しくは訂正報告書若しくは第二十四条第一項若しくは第三項の規定による報告書若しくは訂正報告書の写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、訂正報告書若しくはこれらの写を提出した者

三　第二十六条、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

五　第三十七条、第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項又は第五十五条の二の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　削除

十二　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百五十六条の十三、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、第十三条第五項、第十四条第二項において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書類の写を提出した者

二の二　第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第百十八条の規定による報告書若しくは訂正報告書若しくは第二十四条第一項若しくは第三項の規定による報告書若しくは訂正報告書の写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、訂正報告書若しくはこれらの写を提出した者

三　第二十六条、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

五　第三十七条、第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条の規定による報告書を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項又は第五十五条の二の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　削除

十二　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを三万円以下の罰金に処する。

一　第四条第三項、第十三条第五項、第十四条第二項　において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項　、第二十五条第二項若しくは第三項（第百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二項、第五十一条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第六条（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書類の写を提出した者

二の二　第二十四条第一項若しくは第二項若しくは第百十八条の規定による報告書若しくは訂正報告書若しくは第二十四条第一項若しくは第三項の規定による報告書若しくは訂正報告書の写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書、訂正報告書若しくはこれらの写を提出した者

三　第二十六条、第五十五条又は第百九十三条の二第四項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書　を提出した者

五　第三十七条、　第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条　の規定による報告書を交付　せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

七の二　第五十三条第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

八　第五十三条第二項又は第五十五条の二の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　削除

十二　削除

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条　、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第五項（第二十七条において準用する場合を含む｡）、第十四条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二項、第五十一条、　第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十四条、第五十条第一項、第五十三条第一項又は第百八十八条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む｡）又は第五十五条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出した者

五　第三十七条、第五十条第二項、第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条又は第百三十二条の規定による報告書を交付若しくは発送せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　第百十一条の規定による申請書の写若しくは添附書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者

十二　第百十八条の規定による報告書若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその写を提出した者

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第五項（第二十七条において準用する場合を含む｡）、第十四条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二項、第五十一条、　第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十四条、第五十条第一項、第五十三条第一項又は第百八十八条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む｡）又は第五十五条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出した者

五　第三十七条、第五十条第二項、第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条又は第百三十二条の規定による報告書を交付若しくは発送せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　第百十一条の規定による申請書の写若しくは添附書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者

十二　第百十八条の規定による報告書若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその写を提出した者

十三　第百二十七条の規定による大蔵省令に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第五項（第二十七条において準用する場合を含む｡）、第十四条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二項、第五十一条、　第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十四条、第五十条第一項、第五十三条第一項又は第百八十八条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む｡）又は第五十五条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出した者

五　第三十七条、第五十条第二項、第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条又は第百三十二条の規定による報告書を交付若しくは発送せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　第百十一条の規定による申請書の写若しくは添附書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者

十二　第百十八条の規定による報告書若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその写を提出した者

十三　第百二十七条の規定による証券取引委員会規則に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第五項（第二十七条において準用する場合を含む｡）、第十四条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第二項、第五十一条、　第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十四条、第五十条第一項、第五十三条第一項又は第百八十八条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む｡）又は第五十五条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出した者

五　第三十七条、第五十条第二項、第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条又は第百三十二条の規定による報告書を交付若しくは発送せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による　届出について虚偽の届出をした者

十一　第百十一条の規定による申請書の写若しくは添附書類の写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者

十二　第百十八条の規定による報告書若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその写を提出した者

十三　第百二十七条の規定による証券取引委員会規則に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十四の二　第百九十一条の二の規定に違反した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（改正前）

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第五項（第二十七条において準用する場合を含む｡）、第十四条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第六十一条、第百二十九条第一項、第百三十三条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十四条、第五十条第一項、第五十三条第一項又は第百八十八条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む｡）又は第五十五条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出した者

五　第三十七条、第五十条第二項、第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条又は第百三十二条の規定による報告書を交付若しくは発送せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は同条の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　第百十一条の規定による申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者

十二　第百十八条の規定による報告書若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその写を提出した者

十三　第百二十七条の規定による証券取引委員会規則に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

（十四の二　新設）

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第二百五条　左の各号の一に該当する者は、これを一万円以下の罰金に処する。

一　第十三条第五項（第二十七条において準用する場合を含む｡）、第十四条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する第十三条第五項、第十五条第二項、第二十三条第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第三十条第四項（第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第六十一条、第百二十九条第一項、第百三十三条、第百九十条又は第百九十四条の規定に違反した者

二　第二十四条、第五十条第一項、第五十三条第一項又は第百八十八条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

三　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む｡）又は第五十五条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

四　第三十二条の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした届出書若しくは添附書類を提出した者

五　第三十七条、第五十条第二項、第五十四条第一項又は第百八十四条第一項の規定による届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

六　第四十三条第一項の規定に違反して営業を営んだ者

七　第四十八条又は第百三十二条の規定による報告書を交付若しくは発送せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付若しくは発送した者

八　第五十三条第二項の規定による命令に違反した者

九　第五十六条第一項の規定に違反して従事させた者

十　第五十六条第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は同条の規定による届出について虚偽の届出をした者

十一　第百十一条の規定による申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした申請書若しくはその写若しくは添附書類若しくはその写を提出した者

十二　第百十八条の規定による報告書若しくはその写を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書若しくはその写を提出した者

十三　第百二十七条の規定による証券取引委員会規則に違反した者

十四　第百八十四条第一項の規定による書類を作成若しくは保存せず、又は虚偽の書類を作成した者

十五　第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十五条、第七十六条（第七十九条第四項において準用する場合を含む。）、第百五十四条、第百八十三条第四号又は第百八十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者